

# 平成30年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成30年3月2日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平成30年2月21日
件 名	国民健康保険税引き上げの中止を求める請願		
提 出 者	森 下 浩 平		
紹 介 議 員	宮川金彦 深谷恵子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>安城市国民健康保険運営協議会が昨年8月に作成した「国民健康保険の県単位化について」という冊子によると、今年4月から都道府県が国民健康保険の運営に加わり、財政に責任を負うこととなっています。国民健康保険の県単位化によって、今後愛知県（以下県という）は、県全体の1年間の医療費負担を概算し、その結果をもとに市町村ごとの医療費及び所得の水準を考慮して納付金額を決定するとともに、納付金額に見合った標準保険料率を提示するようです。そして、市町村は県から示された標準保険料率を参考に保険税額を決定することになっています。</p> <p>本年1月25日に開かれた安城市国民健康保険運営協議会で、2018年度の国民健康保険税（国保税）は、一人あたりの平均額が現行より3.95%（3,990円）の引き上げとなっています。約4%の引き上げは、近年の預金利率、賃金上昇率、年金改定率、物価上昇率のいずれも上回っているのではないのでしょうか。とすれば、市民の家計は可処分所得が減少することになります。また、高齢者に限れば、介護保険料も4月から引き上げが予定されています。</p> <p>私は県が算出する納付金額や標準保険料率の適否に関して判断する資料を持っておりませんが、近時の社会保障に関連する財政は、保険税（料）ならびに利用料の引き上げによって制度を維持することが第一目的となり、加入者の負担軽減の観点が二義的になっているように感じています。</p> <p>社会保障は生活の苦しい人でも健康で文化的な生活ができるよう援助するための制度です。保険税（料）納付がままならないために、必要なときに利用ができないような制度であるなら、それは社会保障の精神にもとることになります。</p> <p>今以上に国民健康保険税が高くならないよう、努力してくださることをお願いいたします。</p>		
	<p><b>請願事項</b></p> <p>国民健康保険税について、2018年度からの引き上げを中止してください。</p>		